

近世中期における紅花荷主の経営構造と上方取引（一）

―出羽国村山郡山形城下町近郊の會田家を事例として―

森 谷 圓 人

はじめに

本稿の課題は、享保二〇年（一七三五）四月に京都町奉行所から公認され、明和七年（一七六五）七月に解散させられた京紅花間屋組合十四軒が京都における紅花市場の流通を独占していた時期に、村山郡の紅花荷主は遠隔地取引という制限下において、如何なる経営形態のもとに集荷し、さらに京都紅花間屋とどのように取引を行っていたのかを明らかにすることである。紅花流通史の研究は、今田信一氏・沢田章氏の基礎的な業績^①、その後は伊豆田忠悦氏・鈴木高弘氏の在方（大蔵村稲村家）と河岸（大石田河岸二藤部家）の商人を対象とした紅花荷主の経営構造や農村商人の成長、特に集荷の在り方、仲買人の性格という点に関心を向けた代表的研究がある^②。近年は近世後期における大規模集荷の紅花荷主・商人

の研究に著しい成果がみられる。横山昭男氏の山形城下町商人佐藤利兵衛家の紅花出荷に関する研究^③、岩田浩太郎氏の谷地郷の豪農堀米家の集荷・出荷の特質および山形城下町の豪商長谷川吉郎治家の集荷・出荷の特質に関する研究が精緻に行われている^④。これらの研究が取り上げた荷主商人の経営形態の共通する指摘点の一つは、いわゆる「のこぎり商い」、紅花出荷と売付代金による上方商品の買い入れ・販売というサイクルによる流通の在り方であった。また岩田氏の紅花値段に関する史料学的研究は、産地と遠隔地中央市場との関係を具体的にとらえていく手がかりを与える基礎的研究であり、これまでの研究を再検討する視点を与えてくれる^⑤。

先行研究を見直してみると、今後の検討課題として大きく二点があげられる。一点は、後期の総合的な研究の進展に比して、進んでいない中期の研究を推し進めるこ

とである。二点目は村山郡の流通史研究の中で欠くことのできない流通拠点山形城下町および密接に係る地域における紅花流通の実態を明らかにすることである。

中期の研究に関しては、これまでも享保二〇年からの京都紅花問屋の市場における独占的状态に対して谷地方面の荷主の反対運動は見られるが、なぜ山形城下町商人の反対運動は見られないのかという問題点の指摘はなされてきた。しかし、問題点を解明するために必要な京都紅花問屋の買取独占下において産地荷主がどのような取引体制下におかれていたのかについての研究はなされていない。⁽⁶⁾同様に近世における商業都市山形に関する実態的な研究は極めて遅れているが、中期の紅花に関していえば法令からの紅花市の盛衰を検討した成果や稲村家・二藤部家の仲買人が山形城下にも存在したことなどが明らかにされているだけである。⁽⁷⁾

本稿では、近年全面的に文書が公開された紅花荷主會田家を通して課題にアプローチしてみたい。會田家は山形城下町近郊東方で馬見ヶ崎川扇状地の扇頂近く、山形町から仙台藩南仙地域の川崎・村田に通じる笹谷街道沿いの下宝沢村に位置している。元禄期には村内でも有数の石高を有し、村の生業を支える村有林の山守であった。庄屋役に就任するのは遅く天明七年からであり、その後

幕末までその任にあった。本稿で取り上げる時期は、享保一一年（一七二六）に家産を受け継ぎ明和六年（一七六九）に死去した九代当主六郎兵衛（後に六郎右衛門と改名）が経営を担った時期である。ちなみに同家の近世を通しての経営状況、および居村下宝沢村の概要については別稿で述べているので参照願いたい。⁽⁸⁾使用する史料は特に断らない限り全て山形大学附属博物館に寄託・保管されている會田家文書である。⁽⁹⁾同文書については以下所蔵者名を略し、史料目録番号と文書整理番号のみ記す。

検討に当たったの具体的な検討課題を提示するために、まず検討対象の會田家が享保期から明和期にかけておこなった紅花の上方出荷に関する決済史料上から見た数量的把握をおこなう。表1は出荷年、数量、生産地における紅花の買代金・出荷に要した諸掛りを含めた総代金また紅花問屋への売付代金、さらに荷主會田家の売付後の利益をまとめたものである。表中の文言は史料の記載文言をそのまま採用した。数量は全量であれば史料上の「都合」「惣高」、全体をカバーしたものでなければ「一部」とした。最終利益は、筆者の計算によるものでなく會田家が史料上に「利」として記載した数値をそのまま採用した。表1からは上方への紅花出荷量は気候や京都市場の相場に影響されての年代による増減は見られるが、大

表1 會田家紅花の上方出荷量・代金・利益

年	数 量	代 金 (出荷代金又は売付代金)	利 益	典 拠 史 料
享保12年未	一部8駄	銀18貫200匁目	—	小西八郎右衛門「紅花売付状」
享保20年卯	都合17駄	売付15駄19袋=433両	□3両程	小西「指引扣」追筆
享保21年辰	都合26駄	—	古金80両	「巳五月廿日迄仕切」
元文2年巳	都合28駄片馬	着値段615両、売付820両	古金205両	「巳年紅花登り高」
元文3年午	惣高32駄ちり花3丸	代金1620両、売付1940両	文金320両	「午指引改」
元文4年未	都合36駄	代金33駄分=2045両3分	—	「未七月為登紅花扣」
元文5年申	都合35駄	代金文金1219両	損金243両	「申紅花為登手板之扣」
寛保元年酉	惣高38駄	代金1114両2分	130両	「酉之六月為登紅花手板扣」
	惣高11駄	—		「酉八月十七日船町へ出」
寛保2年戌	都合26駄2丸	代金855両、惣売金1083両	228両	「戌ノ紅花為登手板之扣」 「右残り売仕切、亥五月参り 候日野屋ノ指引扣」
寛保3年亥	惣高16駄片馬	代金981両、売付1020両	39両	「亥紅花覚」
延享元年子	惣高37駄50袋 ちり花38袋	代金1622両2分	160両	「子紅花為登」
延享2年丑	一部17駄59袋	売付1298両3分35匁1分	7両1分	「丑ノ紅花売付日野指引覚」
延享3年寅	惣高33駄片馬	売付1666両1貫660匁余	254両1分	「寅紅花売付□覚」
延享4年卯	惣高28駄3丸	買元高2034両、売付2441両 3分44匁7分、他引37両	370両	「卯紅花売付」
寛延元年辰	惣高28駄片馬	売付2217両1分99匁4分7厘	—	「辰紅花売仕切覚」
寛延2年巳	惣高42駄	売付2044両47匁4分	—	「巳紅花売仕切日野屋指引写」
宝暦2年申	惣高44駄1丸17袋	売付2048両3分28匁1分2厘	—	「申ノ紅花売仕切 西川久左 衛門殿ノ指引書写」
宝暦9年卯	惣高49駄92袋	代金3216両、売代金2963 両1分65匁8分4厘	「損」 273両1分	宝暦9年「卯紅花根帳」
宝暦11年巳	一部47駄2丸	仕切4枚分手取現金1499両	—	宝暦11年「仕切」・「覚」
宝暦13年未	惣高33駄片馬20袋	仙印6駄上り250両、売 付265両1分8匁	—	宝暦13年「未紅花印附根帳」
明和元年申	惣高43駄	売付1813両3分	—	明和元年申「紅花印附根帳」
明和2年酉	一部33駄1袋	仕切10枚分手取現金1237両	—	明和2年「仕切」

(註) ①典拠：特に断らない史料は全て38号Ⅰ-1-01-1。37号商取引の部享保12年Ⅱ-1・宝暦9年Ⅰ-15・同11年Ⅰ-30~33・同13年Ⅱ-7・明和元年Ⅰ-40・同2年Ⅰ-51~61。

②紅花の数量単位は1駄=4丸(箇)=64袋、片馬=2丸。

方の傾向としては、享保末期は一〇駄から二〇駄台で、元文期から延享期は三〇駄台、寛延期から宝暦・明和期には四〇駄台まで出荷数量を伸ばしている。この数量は村山郡の近世中期の荷主としては比較的大量の紅花を継続的に出荷していると言える。

表1からは、京都紅花問屋による買付独占体制下において會田家は順調に出荷量を拡大しているが、なぜ拡大できたのかの検討問題が指摘できる。以下、検討の視点を二つあげる。最初に會田家の上記のような紅花出荷の動きの背景となる同家の経営構造の特質を店卸史料から窺ってみる。その際、どのような業態が経営の柱となっているかをとらえることは勿論であるが、紅花が経営の展開の中でどのように位置づけられ、また他の業態とどのように関わっているのかに留意して検討する。次に紅花集荷組織、そして京都問屋への売付システムをどう構築していたのかの視点から検討する。京都問屋への売付システムに関わっては、結論を先に述べてさらに詳細な論点を提示したい。後期の研究では長谷川家や堀米家の売付支配人の京都派遣による売付値（荷主による指値など）や売付適時の決定がなされているとの報告があるが、享保・明和期の會田家では複数の上方商人の仲介による売付・決済がなされている。中心となっていたのは近江

大津八幡に本店をおく西川久左衛門で、京都出店西川源助^⑧と産地山形城下十日町出店西川屋がその実務の大部分を担っている。また時期によっては西川一族と共に紅花売付・決済に京都商人の日野屋がその業務を担っている。具体的にそれぞれの担った機能を決算文書である指引記録を中心に検討し、會田家の売付・決済システムの特質を明らかにしてみたい。

また紅花の集荷・出荷構造については農村商人の成長という観点から仲買人の動きが主に取り上げられ、近年の研究では「荷為替」という損失の仲買人的弱小荷主への転嫁という事例も報告されている^⑨。享保期から明和期にかけての會田家の出荷記録を検討すると、會田家単独での集荷とともに仲間商人との結びつきによる共同出荷の動きも多くみられる。會田家単独の集荷・出荷は勿論、仲間商人との集荷・出荷がどのようなものであったのかも検討してみる。共同出荷の荷主たちも「仲間」としていずれにせよ會田家の上方市場での売付ルート・決済ルートに乗らなければならない状況があったことに留意しなければならぬ。

一 「店卸覚」から見た経営構造

會田家の経営構造とその特質を、同家の享保期から明和期にかけての「店卸覚」を中心に検討する。検討の視点は経営を構成する業態は何か、業態間の関連とその年代的变化そして経営の総体規模の推移がどう推移したかである。

(一)「店卸覚」の性格と経営構成の業態

1 會田家「店卸覚」の性格

店卸は毎年正月におこなっている。代表例を示す。

【史料1】宝暦九年正月改（同八年分「店卸覚」）

（註―各項目下のアルファベットは筆者による）

卯正月改

一、五百四拾六兩	田地	(G)
一、百兩	宝幢寺	(E)
一、百兩	金貸帳	(E)
一、四拾六兩	横帳・当座かし	(F)
一、百五拾兩	番蠟・晒共二	(B)
一、拾三兩	粉	(K)
一、百拾兩	米四百九拾七表	(K)

一、百貳拾五兩 酒造三百四拾表 (H)

一、百八拾七兩 岡・横町其外小貸 (D)

一、千貳百八拾兩 貸方・質共 (E)

一、貳千五百兩 紅花売口

内千六百四拾兩下り金引

残而八百六拾兩 (A)

一、四百七拾五兩 冬為登紅花八駄 (A)

一、七拾貳兩 右利入置 (A)

一、貳拾兩 繰綿之利 (C)

一、三拾六兩 有金 (J)

一、三拾兩 有錢 (J)

ノ四千百五拾兩

外二千貳百兩御手形有（才覚金手形） (L)

宝暦九年卯正月改

三つ 二つ庄九郎、売つ文治

會田家の店卸は、前年末に所持する貸金・現金などの金融資産および取引商品・現品などの現物資産を金に換算して勘定し、品名や在所を添えてまとめた。総資産額は「メ」・「惣メ」で示している。なお追書で「メ」から引く事項を記載し、「正味メ」を算出している年もある。本稿は「メ」・「惣メ」を構成している店卸項目を検討対象とする。但し注意しなければならないのは「紅花」の

表2 會田家店卸覚で見た紅花仕入元金・売付代金

年 代	記載文言	金 額	店卸惣メ額
元文2巳年	上方売付紅花	文金990両	1334両2分
寛延元辰年	紅花登セ	2027両	2816両
寛延2巳年	紅花為登有	2013両	2627両
寛延3午年	紅花代	1533両	2828両1分
宝暦元未年	紅花為登	1587両	2774両
宝暦2申年	元紅花代	1500両	3063両
宝暦3酉年	紅花代	758両	2870両
宝暦4戌年	紅花元	1050両	3200両
宝暦5亥年	紅花	2653両1分	3560両1分
宝暦6子年	紅花	1669両	3506両
宝暦8寅年	紅花売口	2500両	4150両
宝暦9卯年	紅花為登	3000両	4050両
宝暦10辰年	紅花惣買金	1795両	3029両2分
宝暦11巳年	紅花代金	1342両	2013両
宝暦12午年	午紅花仕入	990両	2125両
宝暦13未年	未ノ紅花仕入	780両	2069両
明和元申年	申ノ紅花仕入金	1385両	2138両2分
明和2酉年	酉紅花仕入元	1010両	2040両3分
明和3戌年	戌紅花仕入元	1065両	1998両2分
明和4亥年	亥紅花仕入元金	888両3分	1910両

(註) 典拠：38号I-1-01-1。

店卸金額である。その金額は、十二月末までに京都紅花問屋に売り付けた紅花総代金または會田家が紅花仕入元金から既に上方からの「下り金」や「為替金」として受け取った金額を差し引いた「残金」である。また「紅花」だけは記載店卸金額（残金）算出の基礎情報が記載されている。基礎情報の紅花仕入元金・売付代金に店卸惣メ額を添付したのが表2である。

なぜ紅花だけ算出基礎情報を記載したのか。表2の基礎「金額」を後掲の表3の店卸「惣メ」金額においてど

のくらいの割合になるのかを見てみるとどの年代で見ても圧倒的に多額であることを指摘できる。換言するなら會田家の経営全体を左右する最大条件で、最大の資本投資であったことに起因する記載様式と言える。それ故に、記載の紅花の店卸金額だけで紅花経営の意義をとらえられないこと、そして紅花売付代金の上方からの下し金・為替金が経営の中でどのように活用されていつているのか、さらには上方仕入れ商品にも着目して分析しなければならないことを示唆している。

2 経営を構成する業態

店卸覚の項目を経営形態分析の視点から分類すると、やや異質な領主への才覚金も含めれば大きく十三（A-L）の業態に分類できる。その中でも紅花取引と蠟・青苧・煙草その他特産物取引についてはさらに幾つかに分類できる。ここでは分類に沿って代表的な店卸文言を抽出し各業態の概要把握を試みる。なお店卸覚の項目の記載順序は年毎に異なる。文言理解

のため補足的に「指引」関係史料も参考にする。分類した業態名と抽出した史料例を示す。

A、紅花取引

㊦買付・仕入紅花代金

- ・宝暦七年「一、四百八拾兩 丑（宝暦七年）仙四駄買」
- ・宝暦一〇年「一、金千七百九拾五兩 紅花惣買金 ちり花共二 内八百九拾五兩為替・下り金共二引 残而九百五兩」（註）店卸対象勘定額は九百五兩。

- ・明和元年「一、金千三百八拾五兩 申（明和元年）ノ紅花仕入金、内六百五拾兩下り金引 残而七百三拾五兩」

㊧京都為登紅花・京都売残り紅花代金

- ・享保二〇年「一、四拾七兩貳分 同所（京都）ニ残紅花貳駄拾九袋有」

- ・寛延元年「一、貳千廿七兩 紅花登セ 内九百廿兩為替請取 残而千百七兩 外二百八十兩利有」

- ・寛延二年「一、貳千十三兩 紅花為登有 外二叶印壹駄 五拾兩、 内七百二十三兩 旧冬為替取、八十兩

西川屋かり有、三百兩 損金出筈 残而九百六拾兩」

- ・宝暦二年「一、千五百兩 元紅花代・利 貳百兩程

内七百拾三兩 為替請取、拾四兩 西川屋かり有 残而 九百五十六兩」（ママ）

- ・宝暦八年「一、四百七拾五兩 冬為登紅花八駄」

㊨売付紅花代金

- ・享保二〇年「一、四百三拾四兩壹分 京都小西卯極月

切紅花売付 内五拾兩九月晦日西川屋為替請取、百兩

極月切近江屋久兵衛為替請取 残而貳百八拾四兩壹分

京都二有」

- ・宝暦八年「一、貳千五百兩 紅花売口 内千六百四拾兩下り金引 残而八百六拾兩」

㊩紅花売付の「利」

- ・宝暦八年「一、七拾貳兩 右利入置」前掲【史料1】

㊪會田家現有紅花代金

- ・元文元年「一、古金百六拾兩 内ニ残り紅花八駄」

㊫紅花入れ紙袋その他代金

- ・享保二〇年「一、六兩 西川屋二有 花袋紙百八拾帖」

この大項目Aには紅花に直接関わる店卸項目のみ収録した。小項目㊦・㊧・㊨・㊩・㊪・㊫に関しては先に触れた。㊬「利」のように店卸項目を立てるは稀で、利の記載は通常㊩の

寛延元年・同二年・宝暦二年の文言様式である。㊬「利」や「損」（寛延二年）勘定も記すことにより、店卸とは

言え紅花経営の最終結果を押さえようとしている。また

近江大津八幡商人西川久左衛門の本店と出店（京都・山形十日町）が経営に関わっている。

B、蠟・青苧・煙草その他特産物取引

⑦取引代金

・享保二〇年「一、同（金）六拾兩 酒田廻青苧代」

・宝暦元年「一、貳百九拾兩 蠟仕入」

・宝暦元年「一、百五拾兩 青苧調代」

①仲間商人への預け品・預け金・貸金（品名記載）

・寛延三年「一、貳百九拾三兩 中間青苧代」

・寛延元年「一、七拾八兩 横町ニ晒蠟ニ有」

・宝暦元年「一、百五拾兩 横町蠟仕入」

⑤仲買への渡金・買金・貸金（品名記載）

・享保二〇年「一、同（金）拾五兩 長谷堂ニ蠟買金・

貸金共ニ」

⑥抱特産物・同元金

・元文元年「一、同（古金）貳百拾兩 内ニ而蠟ノ方」

・宝暦二年「一、貳百四拾兩 申青苧元金」

大項目Bには紅花以外の村山郡特産物に直接関わる店卸項目のみ収録した。取扱品は「蠟」が多く、次に青苧で、その他はわずかである。项目的には⑦會田家が自分荷として集荷・出荷した特産物関係、①仲間商人と共に集荷・出荷した特産物関係の取引関係、そして⑤會田家の特産物集荷を担っている仲買への買金渡しと貸金に関する内容、⑥會田家が集荷したがまだ出荷していない在庫特産

物である。①の「横町」とは會田家と商取引で多方面に

わたってつながっている山形城下横町の商人井筒屋である。

また「中間」は「仲間」で、集荷資金の貸借や特産物出荷を共同で行う會田家と密接な関係を持つ商人集団

で、井筒屋、山形藩領岡村庄屋で豪農の柏倉九左衛門、

西川久左衛門の山形出店その他の商人たちである。

C、上方商品の買付・売付・抱品

・元文元年「一、同（古金）九兩貳分 くり綿式本西川

ニ有」

・宝暦三年「一、三拾兩 繰綿之利 西川ニ有」

・宝暦四年「一、百兩 繰綿代有」

店卸史料で確認できる上方での仕入商品は繰綿が代表的

であること、その買入れは近江商人西川一族を通して

いたことが指摘できる。

D、取引商人（上方・仲間・仲買）への金貸・預け金（品

名無記載）

・享保二〇年「一、同（金）拾兩 横町八兵衛方ニかし

金」

・元文元年「一、同（古金）八兩貳分 川崎市郎兵衛ニ

かし」

・寛延二年「一、五拾兩 近江屋為替かし有」

・寛延二年「一、貳拾五兩 西川屋当座かし有」

・宝暦九年「一、百七拾兩 岡・横町かし」

・明和五年「一、拾五兩 南館村長三郎かし」

上方商人への貸付は近江屋のような紅花売付代金の為替金の一時的なものが多い。仲間への貸金は項目Bで見た事例と関連する特産物集荷資金の融通と推定される。元文元年、仙台藩領仙南地域川崎の市郎兵衛に貸し付けた事例は仲買の紅花集荷に関わったものである。川崎での紅花集荷に当たって會田家が大きな損失を負担したという事例も記載されているから、仲買の性格をここで一概に規定するのは困難である。

E、町方・在方・寺院への金貸

・宝暦七年「一、九百五拾兩 町方貸金・在貸共二」

・宝暦一一年分「一、百拾兩 宝幢寺江金」

會田家の金貸関係文書に「大帳」・「書出帳」他の名称が散見するが、帳簿類は残存していないため金貸しについて詳しくは判明しない。そのため、項目EとF小口金貸の区別も判然としない。ここでは貸付文言にのみ絞ってみた。元文期から寛延期にかけての店卸では「町方貸金」と仲間商人への貸付が混然としているが、次第に「町方」から「仲間」への貸付が分離して店卸記載がなされている。すなわち「町方」は仲間以外の山形城下町商人への貸付と推定される。在方も村々の豪農であろう。宝

幢寺は山形城下町所在の寺領を持つ大寺院である。継続した貸付がなされており、寺の祠堂金に当てられたと推察される。その他にも山形城下の幾つかの寺院に継続して貸付を行っている。

F、小口金貸

・宝暦元年「当座かし 貳拾七兩」

・宝暦一三年「書出帳 五拾五兩」

G、田地質地金

・「田地質地金」、「田地質地」、「田地貸金」、「田地金」、「田地地方」

享保・元文期には「田地質地金」、「田地質地」と記載されていたが、次第に「質地」という文言が消えて「田地」という文言に変化していつている。請返しなどによる移動がなされていた時期から、請返しが減少していく時期に相応した店卸への変化であろう。規模的には若干の増加傾向が見えるだけである。

H、酒造

・宝暦三年「一、五百六拾四貫 酒造四百七拾俵」

酒造業は享保期から江戸後期までの家業となっており、規模的には特別な傾向は見せていない。

I、他村貸し米

・宝暦元年「一、八表 釈迦堂米かし」

居村以外の村々への貸付米で臨時的である。

J、所持現金

・宝暦元年「一、三拾貳両 有金」・「一、百五貫 有錢」
毎年の現金所持金で、増減がある。銭が比較的多いのは貸付や特産物仕入に対応するためであろう。

K、所持米・粃

・宝暦元年「一、七拾三両 有米」・「一、拾両 粃」
毎年記載されており、所持地からの収穫米・粃であろう。

K、領主へ才覚金・賃上げ

・寛延元年「一、百七拾両 御上江才覚金上ル」

「御上」とは會田家所在の下宝沢村の領主棚倉藩出羽国柏倉陣屋のことを指している。會田家は享保期から才覚金を出しており、宝暦六年までは店卸に計上していた。

しかし、ほとんどが無返済状態で宝暦七年からは店卸対象から外し、その他記載に変更している。

(二) 経営構造の変化

本節では年次ごとの店卸の惣メ額の推移に画期があることに着目し、画期毎の業態（店卸大分類項目A～L）間の構成割合変化の状況を見ていく。変化の状況からおのずと経営構造の特質の変化も明らかになる。表3は享

保一一年（一七二六）の「身上請取覚」と享保・元文期および寛延期から明和期までの「店卸覚」を前節での分類により整理したものである。

◇第一期 享保末期から元文期の経営構造転換

享保一一年の文治郎六郎兵衛の「身上請取預」（メ六三九両）は享保前期の會田家の経営を表している。前期の経営の中心は第一に紅花取引（メの三三％）、次に同じく特産物の蠟等取引（メの二四％）、そして「田地敷金、金貸共」（二五％）である。享保前期の経営は、特産物の出荷（五六％）が大きなウエイトを占めているが質地貸も主たる経営の一部であった。金融は質地貸が基本であった。

享保一二年から同一九年までの店卸明細史料は不明であるが、惣メ額は六〇〇両台から九〇〇両台まで順調に伸びている。享保二〇年には店卸惣メ額が一三七両と伸び、その中で特産物出荷関係（表3のA・B・D）は六八％と経営の大方を占めてくる。田地質地金は金額自体が減少傾向に入り、経営に占める割合も下がってくる。それとは反対に金貸が店卸文言上に「金貸」・「専称寺へ取替金」と記載され、約一〇％弱とはいえ増加してきた。質地以外の金貸しとして新たな経営の方向を示すようになった。元文二年には、記載として独立した「金貸」の

表3-1 會田家年次別店卸一覧

項 目	享保11年 両	割合%	享保20年 両	割合%	元文元年 両	割合%	元文2年 両	割合%
A 紅花取引	206.16	32.3	367.75	32.3	610.09	56.15	418.07	31.32
B 蠟青亭等取引	151.91	23.8	259.25	22.8	175.74	16.18	285.66	21.41
C 抱上方商品	0	0	0	0	17.2	1.58	4	0.3
D 取引商人貸	0	0	154.5	13.59	18.2	1.68	234.27	17.55
E 町方等金貸	0	0	103	9.06	57	5.25	126	9.44
F 小口金貸	26.5	4.2	0	0	4	0.37	5	0.37
G 田地質地金	156.84	24.5	121	10.64	115	10.59	100	7.5
H 酒造	60.53	9.5	90	7.92	62.46	5.75	84	6.3
I 他村貸米	0	0	22.5	1.98	17	1.56	20	1.5
J 所持金	23.16	3.6	5	0.44	0	0	37.5	2.81
K 所持米	9.95	1.5	14	1.23	9.71	0.89	20	1.5
L 領主才覚金	-	0	-	0	-	0	-	0
他 坊原店	3.95	0.6	-	0	-	0	-	0
(計算実数)	639	100	1137	100	1086.4	100	1334.5	100
(惣メとの差)	0	0	0	0	0.6	0	0	0
惣メ	639		1137		1087		1334.5	

註：①典拠：享保11年「大福帳」第38号1-01-1、宝暦13年「要覚帳」同1-01-3。

②銭の金への換算は、同年の店卸の換算率を採用。分朱は両の十進法に換算。%は小数点以下は四捨五入したので概数。惣メは史料の数値をそのまま記載。無記載はーで示した。

③元文元年は享保金で、同2年は古金で表示している。

割合が「田地敷金」を上回り、この相対的関係はこの後益々強くなる。すなわち、特産物出荷で得た利益を田地ではなく、金貸しによる増殖に向けるという経営方針の転換が起きたことを示している。

◇第二期 寛延期から宝暦期中頃の「金貸」

拡大

元文五年から延享四年までは、店卸に関する史料は残存していない。

惣メ額は元文三年（一七三八）には一三〇両台、その一〇年後の寛延元年（一七四八）には二八〇両台と店卸資産を二倍以上に拡大させている。この拡大の要因は上方為登紅花代金が二〇〇両台、店卸で見れば紅花取引一〇〇両台、特産物の蠟と取引商人貸を合わせれば約一五〇両台と増加したことである。さらに町方への貸金が三〇〇両、メに対しては一二%と絶対額の増加と割合も堅調であったことにもある。第1期で見せた経営構造の転換が定着し、より拡大したと評価できる。

宝暦二年（一七五二）から七年までの惣

表3-2 會田家年次別店卸一覧

項 目	寛延元年 両	割合%	寛延2年 両	割合%	寛延3年 両	割合%	宝暦元年 両	割合%	宝暦2年 両	割合%	宝暦3年 両	割合%	宝暦4年 両	割合%
A 紅花取引	1107	42	960	37	1013	36	999.75	36	956	31	1058	37	1252	39.1
B 蠟青芋等取引	210	8	390	15	543.25	19	450	16	642.5	21	512	19	300	9.3
C 抱上方商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	100	3.1
D 取引商人貸	370	14	175	7	68	2.4	150	5	170	6	100	3	0	0
E 町方等金貸	318	12	294	11	263.68	9	337.73	12	341.5	11	540.44	19	807.5	25.2
F 小口金貸	17.5	1	27	1	23	0.8	27	1	44.35	1	47	2	49	1.5
G 田地質地金	170	6	285	11	335	12	335	12	344	11	351	12	364	11.3
H 酒造	187.5	7	210	8	127	4.4	125.84	5	127.89	4	124.31	4	141.5	4.4
I 他村貸米	20	1	20	1	20	0.7	44	2	37	1	5	0.1	3	0.01
J 所持金	37	1	36	1	195.65	6.9	51.8	2	83.34	3	40.27	1	105	3.3
K 所持米	30	1	60	2	70	2.4	83	3	117	4	62	2	78	2.4
L 領主才覚金 (計算実数)	170	6	170	6	170	6	170	6	200	7	除	-	除	
(惣メとの差)	2637	99	2627	100	2828.58	99.6	2774.12	100	3063.58	100	2870.02	99	3200	99.6
惣メ	179両		0		0.35両		0.12両		0.58両		0.02両		0	
	2816		2627		2828.25		2774		3063		2870		3200	
備 考	紅花利180両の 脱落か。						惣メの史料表示 は2600両・919貫							

表 3 - 3 會田家年次別店卸一覧

項 目	宝暦5年 両	割合%	宝暦6年 両	割合%	宝暦7年 両	割合%	宝暦8年 両	割合%	宝暦9年 両	割合%	宝暦10年 両	割合%	宝暦11年 両	割合%
A 紅花取引	1603.25	45	1089	32	1541.2	40	1407	34	1855	46	905	30	1142	57
B 蠟青等取引	229.5	6	344	10	384	10	150	4	263	7	557.75	18	18	0.9
C 抱上方商品	0	0	0	0	0	0	20	0.5	0	0	0	0	0	0
D 取引商人貸	0	0	0	0	0	0	187	5	170	4	56.5	2	0	0
E 町方等金貸	742	21	900	26	1089	28	1480	36	922	23	383	13	288	14
F 小口金貸	22.5	1	15	0.4	20	0.5	46	1	76	2	13.25	0.4	39	1.9
G 田地質地金	454	13	454	13	504	13	546	13	546	14	546	18	271	13
H 酒造	8	0.2	79	2	94	2	125	3	90	2	100	3	120	6
I 他村貸米	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0.3
J 所持金	30	0.8	20	0.6	124	3	66	1.5	35	0.8	433	14	98	4.9
K 所持米	171	5	163	5	143.2	4	123	3	66	2	35	1	30	1.4
L 領主才覚金 (計算実数)	300	8	370	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(惣メとの差)	3560.25	100	3434	100	3900	100.5	4150	101	4023	101	3029.5	99.4	2013	99.4
惣メ	3560.25		3506		3900		4150		4050		3029.5		2013	
本分家合算メ額	-		-		-		-		-		-		3019.5	
備 考	差の72両は一つが脱落か。													
	外1320両御上二借上													
	隠居6月死亡													
	合計店卸額を本分家で2対1で分割													

表 3 - 4 會田家年次別店卸一覽

項 目	宝曆12年 両	割合%	宝曆13年 両	割合%	明和元年 両	割合%	明和2年 両	割合%	明和3年 両	割合%	明和4年 両	割合%	明和5年 両	割合%
A 紅花取引	890	42	550	27	735	34	470	23	865	43	888.75	50	382	22
B 蠟青亭等取引	0	0	311	15	104	4.9	10	0.5	4.5	0.2	0	0	39.75	2.3
C 抱上方商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 取引商人貸	15	0.7	5	0.2	5	0.2	0	0	0	0	5	0.3	15	0.9
E 町方等金貸	588	27.7	600	29	775	36	962	47	556.5	28	380.5	21	751.5	44
F 小口金貸	33	1.6	55	2.7	60	2.8	63	3	56	3	7	0.4	9	0.5
G 田地質地金	264	12.4	264	13	264	12	244	12	254	13	254	14	226.5	13
H 酒造	100	4.7	136	6.6	112	5.2	198	9.7	146	7.3	190	11	179	10
I 他村貸米	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0.3
J 所持金	165	7.8	118	5.7	43.5	2	63.75	3	70.25	3.5	33	2	78.25	4.5
K 所持米	70	3.3	30	1.4	40	1.9	30	1.5	46.25	2.3	31.75	1.8	39	2.2
L 領主才覚金 (計算実数) (惣メとの差)	2125 0	100	2069 0	100.6	2138.5 0	99	2040.75 0	99.7	1998.5 0	100	1790 120両	101	1725	99.7
惣メ	2125		2069		2138.5		2040.75		1998.5		1910		1725	
本分家合算メ額	3187.5		3103.5		3207.75		3061.12		2997.75		2865		2587.5	
備 考	要覚帳		要覚帳		要覚帳		要覚帳		要覚帳		要覚帳		要覚帳	

メは三〇六〇両から三九〇〇両まで増加していく。紅花取引は一〇〇〇両弱から一五〇〇両、一六〇〇両まで増加していく。紅花・蠟・青苧など特産物関係はメに對して平均して五〇%前後になり、また関連する取引商人貸はごくわずかである。そうした傾向の中で町方向けの貸金が三四一両から一〇八九両まで、惣メに對する割合にして一%から二八%まで急激に増加している。但し、取引商人貸と町方向け貸付の増減の理由は店卸勘定の方式の変化に伴うと思われる。宝暦二年・三年は取引先商人の名前を記した貸付とそうでない貸し付けを分けていた、具体的には取引商人貸「横町（仲間商人井筒屋）渡し」などと単なる「貸金」および「当座 横帳」と区別していた。宝暦四年からは具体的な商人名を冠した貸付記載が無くなり、「金貸」・「町方かし、十日町・岡・横町共ニ」・「横帳貸」と区別するようになった。この内の「町方かし、十日町・岡・横町共ニ」の項目記載は新しい。十日町は近江商人西川久左衛門の出店山形店、岡は岡村（現中山町）の豪農庄屋柏倉九左衛門、横町は仲間商人山形城下横町井筒屋のいずれも略称である。これらは、山形町の商人たちに對する貸し付け区分の中に、紅花や青苧・蠟などその他産物取引商人に對する貸し付けも含めて記載したこと、そして山形町の商人たちへの多

額の貸し付けも展開し始めたことを示唆するものである。但し、この区分は宝暦八年からは変更され、再び取引商人への貸し付けと町方商人への一般貸し付けを区別し記載するようになる。宝暦五年の大凶作や近郷村民による町方と小白川村への打ち毀しの影響は、惣メには見られない。

◇第三期 経営最盛期の宝暦期

宝暦八年、同九年には惣メが四〇〇〇両台にまで伸びていく。會田家の店卸としては最高の惣メ高であった。宝暦八年は紅花関係一四〇七両、蠟関係一五〇両、岡村の柏倉九左衛門・山形城下町横町井筒屋など取引商人貸一八七両、町方等貸金一四八〇両で、割合は合計すれば全体の七五%を占める。特に「宝幢寺」・「金貸帳」・「貸方・質共ニ」で記載されている寺院・町方商人への貸金が紅花関係を上回りメの三六%と店卸資産で最も多いのが注目される。ちなみに小口金貸に分類した「横帳当座かし」は四六両である。こうした貸金の資金が上方への紅花などの出荷品の売代金であったことは十分に推定される。ここにも會田家経営の特質が窺える。なお、元文期よりは拡大した「田地方」と記載されている質地経営は五〇〇両台でメの一三%前後で大きな動きは見せていない。

宝暦九年は紅花関係一八五両、蠟関係二六三両、岡村の九左衛門と横町井筒屋の二人だけの取引商人貸一七〇両、前年と同様の町方等貸金九二二両で、惣メにおける割合は上記四項目を合計すれば全体の八〇%を占めた。

宝暦八年・九年は紅花・蠟の特産物の上方出荷と出荷の一端を担う取引商人仲間への貸金による結びつき、そして特産物出荷利益の町方商人への貸付のサイクルが順調に回転していたことによって會田家経営が最盛期を迎えたことが判明する。研究史で報告されている中期の稲村家・二藤部家における特産物上方出荷と上方商品の買入・販売のサイクル、いわゆる「のこぎり商い」により利益を上げるといふ形態とは異なることを指摘しておきたい。宝暦一〇年は、惣メが三〇〇両台と下がったが、その最大の要因は紅花出荷が前年までと異なり大幅に減少したことにあつた。そのためか青苧・蠟関係が逆に二倍以上となつている。紅花の減少をあらかじめ見込み、他の特産物で補おうとしたのであろう。この傾向は当然町方への貸金の減少につながつた。

◆第四期 宝暦末期・明和初期、拡大経営の維持

先代当主が宝暦一〇年六月に死亡したことにより宝暦一一年分の店卸からは、店卸覚の作成方式が変わる。そのため宝暦一一年分からの表3の記載数値はそれまでの

数値と異なり本家分の店卸覚（「要覚帳」）の数値を記している。但し、會田家の経営は本分家一体方式ということとは従来通り継続しており、店卸資産の配分のみを本家二、分家一の割合にしたので、會田家の経営としては従来の「惣メ」と同一になるよう表3の各年の下覧に本分家合計の店卸資産額を記載した。本稿は合計金額を惣資産額として検討している。

宝暦一一年から明和二年までの惣メは、宝暦八、九年には及ばないが約三〇二両から約三二〇両の間で動き、経営規模は最盛期よりはやや減少したものの拡大した経営を維持していた。しかし内容的には特産物関係と金貸関係の惣メにおける割合に大きな変化が起きている。宝暦一一年は、紅花（一一四二両）がほとんどで蠟と合わせて特産物が約六〇%近くであつたが、一二年には紅花（八九〇両）を主としながらも四〇%台に減少し、さらに明和期に入ると三〇%台、二〇%台とさらに減少した。それに対して山形町方の商人・宝幢寺に対する貸し付けは宝暦一二年には前年の倍の五八八両、約二八%まで占めた。その後も町方・宝幢寺貸付は増加し、明和二年には特産物取引をしのぐ九六二両、四七%にまで達した。経営の中で金貸し関係が特産物取引関係を凌駕したのである。

◇第五期 経営規模が縮小傾向に入つた明和期

明和三年から同五年までの惣メは二九九七両台、二八六五両台、二五八七両と減少していく。その中で紅花取引は再び八六五両・四三%、八八八両・五〇%と復活するが、五年には特産物の煙草と合わせても全体の二四%にしか及ばなかった。しかし、特産物の減少傾向に対して町方商人・宝幢寺への貸し付けは二〇%台から四四%にまで伸びた。すなわち、紅花等特産物取引と山形町商人への貸し付けを合わせると惣メに占める割合は七〇%の前後で動いていることは、會田家の特産物取引と山形町商人への金貸付が密接な関係を持つという経営特質を表していると言える。さらに経営が特産物出荷に大きく依存する構造から貸金経営にも大きく軸足を置く構造に転換した経営の特質の方向性を示している。

〔小括〕店卸覚から見た會田家の経営は、検討対象年代の享保期から明和期まで大きくは紅花取引、蠟・青苧その他の特産物取引、取引関係商人への金融、山形城下町商人・在方豪農・山形城下町寺院への金融、質地経営、酒造業から成り立っていた。さらに経営構造の特質の観点から見れば、紅花の上方出荷と蠟・青苧などの特産物の出荷を基本としながら、その売付代金の一部を特産物集

荷関係の商人と山形城下町商人に貸し付ける構造であった。その構造に付随して質地経営・酒造業が営まれていたと言える。ちなみに店卸覚で見える限りでは「抱上方商品」に分類した項目には、繰綿があげられるだけで件数・数量・金額的に経営に大きな影響を与えるような業態にはなっていないかった。但し、上方商品に関しては次章で詳しく検討するので、ここでは傾向としてのみ指摘しておく。在方の稲村家、最上川水運の大石田河岸二藤部家の経営動向とは異なる上郷山形城下町とその隣接地域における紅花荷主家の経営動向の特質と言える。

さて會田家経営の業態間の店卸惣メ額に占める比重関係に着目すると、店卸惣メ額の推移は六〇〇両代から四〇〇両台までの増加傾向にあった。その中で平均的などの業態も増加したわけではなかった。紅花取引はどの時期にも経営の中心であったが、金融関係の業態で質地貸が経営の柱となっていたのは享保一〇年代までであった。すなわち紅花出荷量が増大傾向にある中で次第に利子取得を目的とする、また商人仲間の特産物集荷資金への貸し付けという金融が経営上の比重で大きくなり、経営に欠くことができない重要な業態となっていく。紅花取引と金融業が表裏一体となった経営構造に変質していったと言える。

これまでの研究史と比較すれば、特徴的なことを次の様に指摘できる。第一点は紅花など特産物の上方出荷によって得た代金・利益の大部分を上方商品に換金することなく、いわゆる「のこぎり商い」ではなく、山形城下町商人・城下の有力金融寺院宝幢寺などへの貸金によって増殖を図っていたことである。第二点は、稲村家・二藤部家は山形城下町の仲買人を掌握していたことが指摘されているが、中期の會田家は山形町とその周辺地域さらに仙台藩の南部地域の仲買人をも掌握していた。第三点は、會田家の場合は山形城下町近郊の、多額の紅花売付資金を所持する荷主として、多くの商人とも多様な関わり合いを持っていたことである。山形城下横町井筒屋や近江八幡の商人西川久左衛門の山形出店十日町店は、特産物の集荷・出荷にあたって會田家から資金の貸付金や預金を受け、また會田家との共同出荷や独自出荷を行っていることが窺える。また城下町の商人たちへの金融を行うことによって、利益をあげるといふ側面のみならず山形城下町商人の資金源となっていたことに注目しておきたい。

【註】

(1) 今田信一『最上紅花史の研究』井場書店、一九七二年。

沢田章『近世紅花問屋の研究』大学堂書店、一九六九年。
(2) 伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産―羽州大蔵村稲村家を中心に―」(『社会経済史学』二二号、一九五六年初出。後に同著『羽前地方史の研究』一九七九年に再収)。鈴木高弘「大石田河岸二藤部家の経営―在方荷主的側面の考察―」(『山形近代史研究』第一号、一九六七年)。

(3) 横山昭男「近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態」(『歴史の研究』一四号、一九七二年)。前森礼介「幕末期における城下町商人の一考察―山形佐藤利右衛門家にみる店経営―」『山形史学研究』第一〇号、一九七四年。

(4) 岩田浩太郎①「堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向―『萬指引帳』の基礎的考察―」(『西村山の歴史と文化Ⅲ』、一九九六年)。同②「豪農経営と地域編成(一)(三)(四完)―全国市場との関係をふまえて―」(『山形大学紀要(社会科学)』三三巻二二〇二年、三三巻一〇二〇二年、三三巻二二〇三年、三四巻一〇二〇三年)。同③「山形城下町商人長谷川吉郎治家における紅花取引の実態―嘉永―安政期を中心に―」(『山形大学大学院社会文化システム科学研究紀要』創刊号、二〇〇五年)。同④「山形長谷川家の商業活動―「奥羽

の商都」の巨大商人」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』第九号、二〇〇八年)。

- (5) 岩田浩太郎「商品流通と着値―遠隔地間取引における荷主の価格計算・損益管理―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇三集、二〇〇三年)

- (6) 前掲註(1)に同じ。

- (7) 伊豆田忠悦「山形紅花市場の衰退過程」(『最上川流域の自然と人文』一九七一年、後に『羽前地方史の研究』に所収)。前掲註(1)・(2)に同じ。

- (8) 山形大学附属博物館『古文書史料目録』第三五号、三八号森谷圓人解説。

- (9) 前掲註(8)目録第三七号「會田家近世商取引文書」、第三八号「會田家文書」。当初公開史料翻刻『山形市史資料』第七六号所収「最上紅花商取引関係史料―下室沢會田家文書」一九九〇年。

- (10) 前掲註(1)・(2)に同じ。

- (11) 前掲註(4)岩田浩太郎④論文二二三頁。

- (12) 前掲註(4)岩田浩太郎②論文五九、六二頁。

未完(次号「二 紅花上方取引の構造」に続く)

(付記) 會田家文書の閲覧に当たっては山形大学附属博物館

の佐藤琴准教授・押野美雪学芸員をはじめとする皆様にお世話になった。記して感謝の意を表します。